

育児時短勤務手当金試算シート

入力画面 (R7.8~用)

※ 水色のセルに入力してください (単位の入力は不要です)

1. 入力事項

育児時短勤務を開始した日の属する月の標準報酬の月額(a)						
給付対象月における報酬の額						0円
①当該月に支給された報酬の額 (②の額は含めない)						
②複数月にわたり支給される手当の額						0円
②-1		手当		円	月	0円
②-2		手当		円	月	0円
②-3		手当		円	月	0円

給与支給明細書の支給総額を入力。(ただし、複数月にわたり支給される手当の額がある時は引いた額を記入のこと)

最終月の端数計算には対応していないため注意!!
端数計算の例
<通勤手当>
6か月分の定期代65,020円の場合
65,020÷6か月=10,836.666…円
1か月目～5か月目までは10,836円
6か月目 10,840円 (端数を加算)
この額が6か月それぞれの月の報酬となる。
6か月目は、報酬の額に加算し、その額を①に記入してください。

2. 給付割合の算定

第4項第1号	10%
第4項第2号 (総務省令で定める率①-((②+③)/②)) …%表示し、小数点第3位を四捨五入	0.00%
①標準報酬の月額(a) × 100/100	0
②給付対象月における報酬の額	0
③[a × 1/100] × { (①-②) / (a × 10/100) }	0.000

10%を超える場合又は0%未満となる場合は、ここで求める率は使用しないため、0%を表示します。

3. 給付対象外

地共済法第70条の5第2項 (支給限度額)	471,393円
地共済法第70条の5第5項 (基準標準報酬月額相当額)	483,300円
雇用保険法第17条第4項第2号ハの額	16,110円
地共済法第70条の5第6項 (最低限度額)	2,411円
雇用保険法第17条第4項第1号の額	3,014円

雇用保険法第18条の規定により変更された場合は変更後の額を入力

雇用保険法第18条の規定により変更された場合は変更後の額を入力

雇用保険法第18条の規定により変更された場合は変更後の額を入力

育児時短勤務手当金試算シート (R7.8~用)

※このシートには手を加えないでください。
正しく計算されなくなります。

標準報酬の月額		報酬の額	
給付割合		支給限度額	
最低限度額		基準報酬月額相当額	
給付額		→ 育児時短勤務手当金の「請求金額」へ転記してください。	

計算方法

<前提条件>

支給対象月における報酬の額が育児時短勤務を開始した日の属する月の標準報酬の月額未満であること。

- ① 報酬の額が支給限度額未満であるかを判断し、支給限度額以上である場合は給付されません。
- ② 標準報酬の月額と基準報酬月額相当額を比較し、小さい方の額が③の計算対象となります。
- ③ 報酬の額が②で求めた額の90%以上か未満かを判断します。
- ④ ③で90%未満であれば10%を、90%以上であれば総務省令で定める率を報酬の額に乘じて計算します。
- ⑤ ④で求めた額が最低限度額以上であるかを判断し、最低限度額未満である場合は給付されません。
- ⑥ 報酬の額に④で求めた額を加えて得た額が支給限度額以下であるかを判断し、支給限度額以下である場合は、④で求めた額が給付額となります。
- ⑦ ⑥で支給限度額を超える場合は、支給限度額から報酬の額を引いた額が給付額となります。

給付額の計算

(1) 支給の可否

$$\text{報酬の額} \quad \text{支給限度額} \\ ① () \text{ 円} \leq () \text{ 円}$$

(2) 給付割合の算定

$$\begin{array}{lll} \text{標準報酬の月額} & & \text{基準標準報酬月額相当額} \\ ② () \text{ 円} \leq () \text{ 円} & & \\ \text{標準報酬の月額又は基準報酬月額相当額} & & \text{標準報酬の月額の90%の額} \\ ③ () \text{ 円} \times 90 \% = () \text{ 円} & & \\ \text{報酬の額} & & \text{標準報酬月額の90%の額} \\ () \text{ 円} \geq () \text{ 円} & & \end{array}$$

(3) 給付額の計算

$$\begin{array}{llll} \text{報酬の額} & & & \text{算出額①} \\ ④ () \text{ 円} \times \% = () \text{ 円} & & & \text{算出額①} \\ \text{算出額①} & & & \text{最低限度額} \\ ⑤ () \text{ 円} \geq () \text{ 円} & & & \text{支給限度額} \\ \text{報酬の額} & & & \text{算出額①} \\ ⑥ () \text{ 円} + () \text{ 円} < () \text{ 円} & & & \text{支給限度額} \\ \text{支給限度額} & & & \text{算出額②} \\ ⑦ () \text{ 円} - () \text{ 円} = () \text{ 円} & & & \text{算出額②} \end{array}$$

※計算対象の場合のみ表示

(4) 給付額の決定

$$\text{給付額} () \text{ 円} (1 \text{ 円未満切り捨て})$$